

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	法務	借地借家法における正当事由制度の見直し	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。	日本経済団体連合会	法務省	現行制度下で対応可能	借地借家法第28条	現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化等を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えています。 なお、建物の老朽化等を理由とした建替えの必要性等があることのみをもって直ちに正当事由が認められるとすることは、借地借家法上の正当事由制度は、借家人と家主との間における適切な利害調整を図るものであることからすると、慎重に検討する必要があると考えております。	
2	3月22日	5月2日	5月31日	法務	事業用定期借地権の期間設定の柔軟化	貸主と借主の双方が合意した場合には、10年未満の期間であっても事業用定期借地権の設定を認めるべきである。	日本経済団体連合会	法務省	専ら事業の用に供する建物所有を目的とする定期借地権の存続期間は、10年以上50年未満とされています。	対応不可	借地借家法第23条	通常の借地権の存続期間が30年以上であることとのバランス、短期の事業用定期借地契約の需要やこれを認めることの弊害の有無等を見極めながら慎重に検討する必要があると考えております。
3	3月22日	5月2日	5月31日	法務	建物表題登記における添付建物図面の様式規格の緩和(A3版サイズの容認)	建物の表題登記申請の際に添付される建物図面について、A3版サイズの提出を容認すべきである。	日本経済団体連合会	法務省	「建物図面、各階平面図等については、日本工業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない」とされています。	対応不可	不動産登記規則第74条第3項	登記所に登記の申請に係る添付情報として書面により提供された建物図面や各階平面図等の図面(以下「各種図面」といいます。)については、B4判サイズの各種図面を登記所において電磁的記録に記録し、登記完了後は各種図面の証明書等の交付請求に基づいて、A3判のサイズの用紙を用いて証明書等を作成し、交付しています。 御提案の「図面部分をB4版サイズ(残りは余白とする)等」にすることによって、法務局において、証明部分を合わせてA3版サイズの証明書を作成することが可能」との趣旨が必ずしも明らかではありませんが、その内容を実現するためには、システムの改修等に伴う証明書交付等に要する経費の増加をもたらす、ひいては、利用者の負担が生じかねないことから、このようなニーズがどの程度強いかが必ずしも明らかでないため、現時点において、これを見直すことについては、消極です。
4	3月22日	5月2日	5月31日	法務	信託ABLにおける金銭債権の特定金銭債権としての取扱い	いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権についても特定金銭債権とすべきである。	日本経済団体連合会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権を特定金銭債権に含めることについては、今後、関係機関等の意見も聴きながら検討して参りたいと考えています。
5	3月22日	5月2日	5月31日	法務	グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について	グループ企業間での法律事務については、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示すべきである。	日本経済団体連合会	法務省	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを業としてはなりません。また、その違反者には刑罰が科せられます。	対応不可	弁護士法第72条	・グループ企業であっても法人格は別ですから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても、ご提案の「他人性」の要件を欠くとして、弁護士法第72条の構成要件に該当しないということではできません。グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業関係を作出しさえすれば他者の法律事務を取り扱うことが許容されることとなりますが、これは、当事者その他の関係人らの利益の保護や法律秩序の維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当ではありません(例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるのに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作出した上で行う場合は同条違反にならないこととなります。)。したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当ではありません。 ・弁護士法第72条の「報酬」とは、具体的な法律事件に関する法律事務取扱いのための主として精神的労力に対する対価をいい、額の多少や名称のいかんを問わないとされています。ご提案の人件費やホールディングカンパニーが子会社等の法律事務を取扱う場合の経営指導料は、ここにいう「報酬」に該当すると考えられます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
6	3月24日	5月2日	5月31日	法務	会社等の法人設立時における公証役場での定款認証手続の管轄廃止	株式会社や一般社団・財団法人の設立時には、公証役場で定款の認証を受けることが必要とされている。この手続には、公証人法において、法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局の所属公証人が取扱うという管轄規定が設けられているが、管轄を廃止し、全国どこの公証役場でも定款認証を受けられるようにするべきである。	個人	法務省	公証人法第62条ノ2の規定により、株式会社のほか、定款について公証人の認証を要する旨の規定が置かれている法人の定款認証は、法人の本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が扱うとされている。	対応不可	公証人法第62条ノ2	株式会社及び一般社団・財団法人等(以下「会社等」という。)の定款認証に当たり、囑託人等が公証役場に赴き、公証人の面前で、定款上の署名押印を自認等することは、会社等の活動に当たって極めて重要な定款の成立の真正を確実に担保するため、不可欠なものです。そして、会社等の定款認証は、会社等の本店所在地又は主たる事務所(以下「本店所在地等」という。)を管轄する法務局に所属する公証人が取り扱うことが必要であり、管轄外の公証人が行った定款認証は無効と解されています。これは、 ① 公証人は、全国50の法務局のいずれかに所属し、各法務局長の監督の下で事務を取り扱うところ。法務局が同様に取り扱う会社・法人登記事務は、その本店所在地等を基準に法務局単位で管轄が決定されており、公証人の取り扱う定款認証事務も、商業・法人登記事務の管轄に対応して、法務局ごとに会社等の本店所在地等を基準として管轄を設けることが合理的であること。 ② 公証人は、定款認証に当たり、定款全体の適法性、有効性を、会社等の実態や地域の特性等を踏まえつつ法的観点から実質的に審査・判断する必要があるため、定款内容の確認・補正のため発起人等との間で打合せも必要になるなど、会社等の設立される地域に密着した公証人が定款を審査する必要があること(これに対し、公正証書の作成は、囑託人の属人的な意思決定により囑託されるもので、定款認証の場合のような地域性や登記事務の管轄を考慮する必要はない。) ③ 公証人は、定款認証後も、会社関係者等の請求により、公証役場で保存する定款原本の閲覧等の事務を取り扱うため、会社等の本店所在地等に距離的に近い場所で執務する公証人が定款の認証及び保管事務を行うことが相当であること。 ④ 仮に、全国いずれの公証人であっても定款認証することを可能とすると、特定の公証人に一時的に事務が集中する可能性があり、事務の偏在により定款認証事務に遅延が生ずる可能性があること等を理由とするものであり、現行制度には十分な合理性があり、維持する必要性が極めて高いものです。
7	4月12日	5月2日	5月31日	法務	商業登記簿原本の記載事項から会社代表者の住所を削除	会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿原本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。	日本損害保険協会	法務省	株式会社の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載されます。	検討	会社法第911条第3項第14号、商業登記規則第30条第1項	会社の登記における代表者の住所の取扱については、個人のプライバシーの保護、裁判を受ける権利との関係、取引の円滑に対する配慮などの様々な観点から、実務上の対応に係る問題も勘案しつつ、適切な方策について引き続き慎重に検討を進めることといたします。
8	4月12日	5月2日	5月31日	法務	サービサーが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。 【要望理由】 現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化に繋がる。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	手形買戻請求権を特定金銭債権に含める旨のサービサー法一部改正法案(議員立法)が第116回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、各種手数料債権等の取扱いを含めた今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。
9	4月12日	5月2日	5月31日	法務	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	保証ファクタリング業務の保証履行債権を特定金銭債権に含める旨のサービサー法一部改正法案(議員立法)が第166回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。
10	4月12日	5月2日	5月31日	法務	債権回収会社の社名表記規制の緩和	一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としないう措置を要望する。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	対応不可	債権管理回収業に関する特別措置法第13条第1項	サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(同法第1条)として特定金銭債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づく債権回収業の許可を受けた者であることを商号上明白にすることにあり、たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当することから、債権回収の文字の使用を要しないということについては、極めて慎重な検討が必要です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
11	4月15日	5月2日	5月31日	法務	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度における登記取扱指定法務局の拡充等	動産・債権譲渡登記制度について、東京法務局(中野出張所)以外でも登記の取扱いを可能とする。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。また、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日時)を維持したままでの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正(受け付けられた状態での補正)の手続きを整備する。	全国地方銀行協会	法務省	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課(以下「動産・債権登録課」という。)において事務を取り扱っています。動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付(動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)第9条)のほか、オンラインによることが可能です(動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号)第24条第1項)。なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記、更正登記及び登記申請後の補正を認めていません。	検討	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律。平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件)	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することは困難となっています。なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、申請人の利便性を考慮し、登記申請の際に、申請人が登記所窓口に向くことなく手続を行うことができるよう、送付又はオンラインによる申請も可能としているところです。オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討してまいります。変更登記及び更正登記については、一旦登記により対抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、既に生じている対抗要件の先後関係や対抗要件の及ぶ動産又は債権の範囲等に影響を与えることになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記及び更正登記は認められていません。また、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、他の対抗要件制度と競合するものであることから、直ちに登記することを原則としているため、登記申請後の補正については認められていません。しかしながら、現在、法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され、民法(債権関係)の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の対抗要件制度の見直しの一つとして、登記制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから、本要望に係る見直しの要否については、法制審議会民法(債権関係)部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたします。
12	4月15日	5月2日	5月31日	法務	動産譲渡登記の公示性の強化	「動産譲渡登記」が、「占有改定」に優先するよう、制度を改正されたい。 【提案理由】担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することは困難であることから、動産譲渡登記の優先が認められれば、動産担保融資の利用促進が図られると考える。	第二地方銀行協会	法務省	動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することとはされていません。	対応不可	動産及び再建の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	動産譲渡登記への優先効の付与は、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されましたが、対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させる、制度の濫用が顕発しかねないなどの問題点があることから、導入は相当でないと考えられています。
13	3月27日	5月2日	5月31日	法務	行政書士法人の設立要件緩和	【具体的内容】行政書士1名以上で行政書士法人が設立できるように要件を緩和するとともに、行政書士法人設立時の定款につき公証人の認証手続きを不要とすること。 【提案理由】行政書士法人は、会社法の「合名会社」を模している。合名会社は、社員1名以上で設立が可能であり、設立時の定款につき公証人の認証手続きも不要である。なお、弁護士法人は社員1人の法人が認められている。また、行政書士は兼として株式会社、持分会社、その他の法人の定款作成(代理)に携わっており、定款作成に精通していることから公証人の認証手続きは不要である。	個人	総務省	行政書士法人を設立するためには、行政書士が二人以上で定款を定める必要があります。(行政書士法第13条の8第1項)また、定款については、公証人の認証が必要です。(同条第2項)	対応不可	行政書士法	行政書士法人の目的は、行政書士が共同して利用者に良質なサービスを提供することです。そのためには二人以上の行政書士により法人を設立する必要があると考えます。また、定款に社員として記載された者が確かに行政書士であることなどを第三者に確認させることが必要であることから、公証人の認証を要することとされています。
14	3月22日	5月2日	5月31日	法務	公有地の拡大の推進に関する法律の届出義務の見直し	【具体的内容】公有地の拡大の推進に関する法律の下で、一定規模以上の土地を有償譲渡する場合の都道府県知事または市長への届出義務を見直し、地方公共団体等の取得が想定しにくい地域は届出不要とすべきである。 【提案理由】公有地の拡大の推進に関する法律では、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、都市計画区域内(一部例外あり)の一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、その土地の所在及び面積、譲渡予定価格、譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事(その土地が町村の区域内に存在する場合)や市長に届け出させることにより、公共施設等の整備のためにその土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立ち、土地の買取協議の機会を与えている。届出の対象となる土地は、都市計画施設等の区域で200㎡以上、都市計画施設等の区域以外の市街化区域で5,000㎡以上、上記以外の都市計画区域で10,000㎡以上となっている。ただし、都市計画法上の工業専用区域のように使用用途が限定されている区域などの中には、地方公共団体等が民間の取引と同程度以上の条件で積極的に買取を希望することが考えにくい地域があり、そのような場合にも届出をして買取希望の地方公共団体等がない旨の通知を待つのは不経済である。事前に国や地方公共団体等が届出義務の適用除外地域を設定するなど届出不要とすれば、その地域についてはより簡素な手続で円滑・迅速な土地取引が可能となる。	日本経済団体連合会	国土交通省	都市計画区域内等の土地で、一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合(交換も含む)は、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額等を都道府県知事(当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては市長)に届け出なければなりません。	対応不可	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律は、民間の取引に先立ち、地方公共団体等に土地の買い取り協議の機会を与えることにより公有地の計画的な確保を図るため、一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合に都道府県知事等への届出を義務づけているものです。以上の趣旨から、本要望に記載があるように都市計画法及び建築基準法により用途制限が行われている地域であっても、道路等の公共施設の計画的な整備が必要な場合も想定されるため、一定の地域を区切って届出不要とする対応は困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
15	3月30日	7月9日	7月31日	法務	行政書士のワンストップ手続きの法改正で経済の高速化	<p>【具体的内容】 行政書士の登記手続きについて。高齢化と経済の縮小化の時代に突入している日本で、昔からの法規が幅を利かせて現存し、ワンストップ手続きのさまざまなものも小泉総理時代が終わると規制改革がストップした。計画されたものも民主党政権が途中で中止させた。そのために国民は以前よりも不便になったまま放って置かれていたのが、法務局の登記手続きのことである。1、行政書士が法人の定款等を公証人役場で認証を受けた案件、2行政書士が遺産分割協議書等を作成した2案件はそれぞれ98パーセント手続きが完了しているのに、登記申請の手続きが可能なままでは政府の言うワンストップ手続きにならない【提案理由】これは民主党が途中で法務省の圧力を受けそれを跳ね返すことができずに国民に不便をかけたまま現在に至っている問題だ。しかし、今規制改革の中で改正をしなければ国民の不便さは解決せずわずらわしさとコスト高から解放されないまま国民は放って置かれることになる、この問題は小泉改革の時に法務省と総務省に日本行政書士連合会が改正法案を協議検討したが、規制緩和のことが戻すほみとなったことから、ほつたらかにされていたのである。国民は率いの低い行政書士に上記2種目の手続きを依頼しても、明らかにワンストップサービスを国から受けることが出来無いのである。しかも、高負担となって余計な出費が発生して家計にはマイナスで、手続きのスピード化を損なったままなので国民は踏んだり蹴ったり状態を脱出できていない。自民党はアヘノミクスを推進するために、規制改革を本腰を入れて取り組むと再開したのであるから、商業登記と相続登記のスピード化等を速め贈与と相続と経済のスピードを上げて、国民に寄与できるように行政書士法を改正していただきたい、TPP等に備えるためにも手続きの簡素化を急いで戴きたい。今後も行政書士は国民のために寄与できるよう努力し、特に私は自民党を未成年の時から親父と一緒に応援をしてきている、実にその間が父子で70年となった。最近では大野副官房長官、現在は大塚拓衆議院議員が選挙区である。規制改革で行政書士にも陽があたっても良いのではないか。</p>	個人	総務省、法務省	行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができますが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。(行政書士法第1条の2第2項)ご提案の登記に関する手続については代理することは、司法書士法第3条第1項第1号において司法書士の業務とされており、同法第73条第1項において司法書士又は司法書士法人でない者が業務を行うことは禁じられています。	対応不可	行政書士法、司法書士法	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。行政書士は相当の法律的専門知識を有すると考えられますが、司法書士と行政書士が有する法律的専門知識は異なり、上記の趣旨からすれば、ワンストップサービスの実現という観点からみて、行政書士に登記手続の代理業務を認めることは適当でないと考えております。
16	3月22日	5月2日	7月31日	法務	地方空港等における出入国手続きの利便性向上	<p>【具体的内容】 出入国手続き(CIQ)の合理化については、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)を踏まえた対応が検討されているところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港について、CIQ業務の一元化や地方自治体等への権限委譲などにより、CIQの利便性を向上させるべきである。【提案理由】出入国手続き(CIQ)については、税関(Custom)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、検疫(Quarantine)は厚生労働省・農林水産省が管轄している。ただし、国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港には、これらの係員が常駐していないため、便の到着にあわせて、それぞれの係員を派遣している。一方、これらの地方空港等においては、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間を要するケースが散見される。CIQ業務の一元化(省庁間連携)、あるいは地方自治体等への権限委譲を行うことなどにより、より迅速かつ柔軟にCIQを行うなどが期待され、利便性が向上する。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、海外からの観光需要の獲得にも資することにもつながる。</p>	日本経済団体連合会	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	<p>【法務省】 国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・海港には、入国審査官が常駐していないため、便の到着・出発にあわせて入国審査官を派遣しています。【財務省】【厚生労働省】 出入国手続き(CIQ)については、税関(財務省)、入管(法務省)、検疫(厚生労働省、農林水産省)が、それぞれ所管する業務を行っています。【農林水産省】 動植物検疫では、海外から動植物及びその製品類を輸入する場合、一定の病原体や病害虫の有無等に関する検査を受ける必要があります。また、海外に輸出する場合についても、輸出国からの要求等に基づく検査を受ける必要があります。</p>	対応不可	<p>【法務省】 出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第61条【財務省】 関税法第15条、第17条、第67条、第105条【厚生労働省】 検疫法【農林水産省】 家畜伝染病予防法第40条、第45条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第1652条、第1653条、第1654条、第1655条、第1656条、第1657条、第1658条、第1659条、第1660条、第1661条、第1662条、第1663条、第1664条、第1665条、第1666条、第1667条、第1668条、第1669条、第1670条、第1671条、第1672条、第1673条、第1674条、第1675条、第1676条、第1677条、第1678条、第1679条、第1680条、第1681条、第1682条、第</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
19	4月23日	6月6日	7月31日	法務	失効した買戻し特約の抹消について	業者から住宅を購入した際、その不動産に買戻し特約がついていた。何年かたって、当該不動産を売却する際、買主から買戻し特約の抹消を要求されるが、その際、買戻し特約も10年を超えて失効しており、さらに販売した業者が倒産していた場合、清算人が選定されていないと、訴訟を起こして確定判決をとってそれをもって抹消しなければならない。費用が30万から50万円かかると言われている。こういったケースの場合、買戻し特約も失効しているのだから、登記官の職権で抹消できないものかと思う。買戻し特約を抹消しないと銀行でローンを付けてもらえないため、できるようにしてもらいたい。	個人	法務省	登記は、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければならず、登記の抹消を申請する場合には、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならないこととなっています。	対応不可	不動産登記法第16条、第60条	登記簿上、買戻権が期間経過により消滅しているとみられる場合におきましても、当該買戻権が担保的機能を有しているときは、清算が行われるまで買戻権が存続している可能性があるとして解されており、買戻しの期間の経過後に信義則の適用により、買戻権の行使を認められた判例(最判昭45・4・21判時594・62)がありますので、登記官が職権で当該買戻特約の登記を抹消することはできません。
20	5月15日	6月6日	7月31日	法務	外国人を雇用するための在留資格変更許可審査の迅速化	中小企業が国際展開するため、グローバル人材として採用した外国人留学生が、在留資格の変更手続きに時間を要し、予定の入社日に間に合わないなど支障が生じるケースがあるため、審査の迅速化を図ること。	日本商工会議所	法務省	行政手続法第6条の規定により、行政庁は標準処理期間を定めるよう努めることとされているところ、外国人の出入国に関する処分については同法第6条の適用が除外されています(同法第3条第1項第10号)、同法第6条の規定を尊重して、標準処理期間をホームページで明らかにしています。在留資格変更許可手続の標準処理期間については2週間から1か月とされています。	現制度下で対応可能	出入国管理及び難民認定法第20条、行政手続法第3条第1項第10号、第6条	審査の上で問題ないと考えられる事案については、標準処理期間内に処理するよう努めているところ。
21	7月23日	8月22日	9月4日	法務	行政書士の登録における事務所基準の撤廃を	行政書士の国家試験に合格した者は日本行政書士連合会に登録をすることにより行政書士として仕事をすることができる。この登録の申請は、各都道府県の行政書士会を経由しておこなうことになっているが、当該行政書士会は「事務所設置指導基準」等の事務所に関する基準を設け、この基準に適合する事務所を設置することを登録の要件としている。なお、基準の名称は各行政書士会ごとに異なり、たとえば、大阪行政書士会は「行政書士の事務所について」という名称。 事務所基準には、以下のようなことが定められている。(1)事務所は、不特定多数人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に設置しなければならないこと、(2)事務所の防火及び消火の設備を確保するよう努めなければならないこと、(3)事務所の内外装は、品位を保持しうるよう配慮しなければならないこと、(4)接客スペース及び事務スペースがあること、など。また、備え付ける備品として以下が指定されている。(1)事務用机・椅子、(2)書類等保管庫(容易に移動できないもの、鍵がかかるもの)、(3)固定電話、プリンター、FAX、コピー機等、(4)パソコン・ワープロ等、(5)用紙、事務用品等収納庫または収納棚、(6)業務用図書および図書棚。 このような事務所基準はあまりにも要求が厳しすぎて、自宅を事務所として開業することをほぼ不可能にしている。また、初期費用が多額にのぼり開業を困難にしている。これでは、行政書士としてユニークなアイデアでサービス提供しようという意欲ある新規参入者を事実上排除している。 なお、わたしが知る限りにおいては、弁護士登録やその他の士業の登録でこのような事務所基準が設けられている例はないと思う。この事務所基準は、行政書士法第8条を根拠としているように推測されるが、当該8条は単に行政書士は「その業務を行うための事務所を設けなければならない」と規定しているだけ。事務所基準は行政書士法を逸脱したものであり、法的に問題があるように思う。 事務所基準は撤廃していただきたいと思う。	個人	総務省	行政書士はその業務を行うための事務所を設けなければならないとされており(行政書士法第8条第1項)、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならないとされています。(行政書士法施行規則第2条の14第1項)	事実誤認	行政書士法	ご指摘の「事務所設置指導基準」等は、各都道府県の行政書士会において、行政書士法第8条第1項に規定する、行政書士としての業務を行うに足る事務所であるかを調査し、必要に応じて指導することを適正に行うためのガイドラインとして、日本行政書士会連合会が作成した基準に基づき各行政書士会において作成されているものです。 したがって、その内容については、日本行政書士会連合会及び各都道府県の行政書士会において、行政書士の業務の実態を踏まえ検討されるべきものです。
22	9月13日	11月1日	11月15日	法務	現行の区分所有法が定める建替え決議要件の見直し	現行の区分所有法は、団地型マンションの建替え決議の要件として、団地全体で4/5以上かつ住棟単位で2/3以上の賛成が必要とされています。京口団地(姫路市)では、既に2つの管理組合がその要件を満足していますが、全体共有の中央公園部分の権利を処理するためには、全ての管理組合が法定要件を満足したうえで一括建替えを行わない限り、建替え事業に着手することができません。現行要件は、当該地区のような団地においては、乗り越えることができない障壁と考えています。 【提案1】現行区分所有法の建替え決議要件(4/5かつ2/3)の見直しと緩和 【提案2】特区制度等の創設により、全団地を一つとみなせるような手法の検討と上記の建替え決議要件の見直しによる建替え事業の実現化	京口団地総合管理組合	法務省	団地内の建物がすべて区分所有建物であり、かつ、団地内の建物の敷地が団地内建物の区分所有者の共有に属する場合において、団地内の建物について団地管理組合の管理対象とする旨の団地管理規約が定められているときは、当該団地内の建物全体の一括建替えを団地管理組合の5分の4以上の賛成かつ各棟ごと3分の2以上の賛成で実施できる制度(団地内の建物の一括建替え決議)	対応不可	建物の区分所有等に関する法律第70条	1 提案1について 問題とされる団地の敷地の権利関係等は明確ではありませんが、区分所有法の建替え決議は、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うこととなるため、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡請求権を行使してその権利を買収しなければならないませんが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買収の費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。 さらに、団地の一括建替え決議制度の目的は、建替えに関する意思決定を建物単位ではなく、敷地を共通にする団地単位で行えるものとすることにありますが、区分所有法が、団地内の建物の一括建替え決議の要件として、各棟の区分所有者及び議決権の3分の2以上の賛成を要求したのは、一括建替え決議において、団地全体の多数者の意思をもって、建替えを望まない区分所有者が多数を占める建物について建替えを強制することは、建物と敷地とを別個の権利としての我が国の法制度一般と比較して、隔たりが大きいこと、本来は、各棟ごとに5分の4以上の建替え決議が成立しなければ団地全体の建替えが実施できないこととの均衡の確保を図ったことにあります。 そのため、区分所有法の一括建替え決議要件のいずれについても緩和することは相当ではないと考えます。 2 提案2について 全団地を一つとみなせるような手法の具体的内容は明確ではありませんが、区分所有法は、一棟の建物を区分してその各部分を所有権の目的とした場合について、建物及びその敷地の共同管理等に関する法律である区分所有者相互間の法律関係を定める法律であり、性質上、提案2のように特区による特例を設けることに馴染まないと考えます。
23	9月30日	11月1日	11月15日	法務	外弁の法人設立及び支店の開設について	外国法事務弁護士(外弁)がほかの外弁と、そして日本人弁護士とも法人を設立できるようにすべきである。また、国内外いずれの法律事務所ニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限を廃止すべきである。 【提案理由】 現行の規則では、外弁事務所、または外弁と日本人弁護士の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。これに対して、日本人弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所を開設することが認められている。現在のところ、外弁はそのような制度を利用できない。 2009年12月、外国弁護士制度研究会の最終報告書が発表された。同研究会は、外弁がほかの外弁と、そして弁護士とも法人を設立できるようにすべきであると提言した。報告書を実現するための法案が導入されたが、これは国会で反対され、外弁が今後、弁護士とともに法人を設立できなくなるよう修正された。これは、制度の有用性をさらに制限するおそれがある。	民間団体	法務省	現行法上、外国法事務弁護士法人の設立及び支店の開設は、認められていません。	検討に着手	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置しました。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言されました。 ①外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 法務省では、上記①の法人制度の創設を目的とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正法案を第180回通常国会に提出したところ、同国会閉会に伴い継続審議となり、第181回臨時国会中の平成24年11月16日に衆議院が解散され廃案となりました。外国法事務弁護士事務所の法人化及び当該法人による複数事務所の設置について、引き続き検討を進める予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
24	10月1日	12月6日	12月25日	法務	「行政書士」資格制度を全面的に改革する	<p>1 「行政書士」資格制度の改革提案 現行の行政書士法を廃止し、新法で間口の広い行政と身近で国民との間の橋渡しを円滑にする役割を担う行政士等に多種多様な行政業務を担わせて、国民(市民、企業、各種団体など)の利便性を高め、真に役立つものにするなど、国費ゼロで民間の力を活用する</p> <p>2 現状の「行政書士」資格制度 行政書士法により、行政書士が国民から受任出来る業務が次の通り書類作成業務が中心で、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が除かれて代理権業務を極端に狭く限定的にしている 「官公署提出」の書類作成、提出手続き代理、許認可等の聴聞、弁明、意見陳述手続行為の代理、「権利義務」の書類作成、代理人作成、契約書等の代理人作成、「事実証明」の書類作成、書類作成の相談</p> <p>3 現状の「行政書士」資格制度の問題点 行政書士の限定的な業務が、真に国民に役立つ利便性を低下させており、行政の円滑な運営に影響が及んでいる</p> <p>4 現状の規制・制度の改善の必要性・根拠 上記3の問題を解消させる必要がある(上記2参照)。</p> <p>5 どの様な規制・制度に変えれば良いのか (1) 行政書士法を廃止し、新たに多種多様な行政法の業務(一般・特別行政法、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の相談、書類作成、書類作成代理、手続行為の代理業務など)を行政法専門の行政士、特定行政士、地方行政士、行政書士に委ねる「行政士法」を制定する</p> <p>ア 「行政士」は特定行政士の固有業務を除いた業務を所掌し総務大臣所管、「特定行政士」は限定した行政法の業務を所掌し(司法書士、社会保険労務士、弁理士、公認会計士、税理士、土地家屋調査士、海事代理士、建築士など)各担当大臣所管イ 「地方行政士」は都道府県の地方行政法を所掌し、「行政書士」は行政不服審査法及び行政事件訴訟法を除いた業務の相談、書類作成、書類作成代理を所掌し、都道府県知事所管</p> <p>(2) 隣接行政業務まで拡大し過ぎる「行政士」の資格基準を、適正なものに限定して資質の向上を図り、外れる者を「特定行政士」に移行</p> <p>6 改革でどのように変わるのか(メリット) 国民の利便性が高まる真に役立つ行政士等となり、国の行政が円滑に遂行されて、国民の行政に対する評価が高まるもので、国費ゼロで国益が増す民生活の行政士制度を活用しない手はない。</p>	銀座公正取引コンサル株式会社	総務省	行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、行うことができません。(行政書士法第1条の2)	対応不可	行政書士法	行政書士制度は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資するものとして、国民生活に広く浸透していると考えます。 なお、ご提案は「行政書士」資格制度の全面的な改革とされていますが、その内容は他の資格制度の改革を伴うものとなっており、資格制度全体の見直しの中で検討されるべきものであると考えます。
25	10月4日	12月6日	12月25日	法務	日本行政書士会連合会への登録、都道府県行政書士会の強制加入制度の廃止	<p>現状、行政書士会は、日本行政書士会に登録され、事務所がある都道府県の行政書士会への加入が義務付けられていますが、「業務に支障をきたす平日の昼に開催されるために単位会の総会に参加できず、そのため、仕事がない、あるいは業務を行わない会員が実権を握っている。」「研修制度がが新人向けで変わらない。」「入管法違反や司法書士法違反の前科のある者が研修の講師を行っている。」「行政書士の資格が必要ないADRや成年後見に予算が投入され、本来業務の官公署への手続き業務への予算が年々削減され、研修すらも行われぬ。そのため、一部官公署では行政書士が門前払いされている。」「他士業法違反よりも会費滞納者の取り締まりに力を入れている」など、日行連や行政書士会本来の目的、行政書士制度の目的からかけ離れた活動となっております。にもかかわらず、行政書士会へ強制加入をさせることは、憲法が保障する経済活動の自由を阻害するものであると考えます。特に、行政書士の資格が必要ないADRや成年後見に会員全員の会費を投入して行政書士法人ではない法人を設立し会員を募りその会員のみで業務を行うのは、行政書士法第11条(依頼に應ずる義務)の趣旨に反するものであると考えます。日本行政書士会連合会の会員向け会報も、行政書士の資格が必要ないADRや成年後見の記事ばかりで、国家資格団体の会報の体をなしていない状態です。行政書士の登録について、日本行政書士会連合会、都道府県行政書士会を廃止し、総務大臣、都道府県知事の登録制に改めるべきであると考えます。</p>	個人	個人	行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録しなければなりません。(行政書士法第6条) 行政書士は、日本行政書士会連合会の登録を受けた時に、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となります。(行政書士法第16条の5)	対応不可	行政書士法	行政書士の登録事務は、これまでの制度改正により、行政事務の簡素合理化及び行政書士会の自主性の強化の見地から、行政書士会が行うこととされ、さらに、行政書士試験合格の資格が全国通用することとなったことに伴い、行政書士となる資格の認定の全国的統一を図る等のため、行政書士会を経由して日本行政書士会連合会が登録事務を行うこととなったものです。 また、行政書士名簿に登録された時に、当然に行政書士会の会員となることとされているのは、行政書士会が会員の指導及び連絡を行う目的で法律上設立が強制されている法人であり(行政書士法第15条)、行政書士がこれに入会し、その指導、助言、情報の提供等を受けることは、行政書士の業務を適正に遂行する上で不可欠であるとの趣旨からです。 したがって、簡素で効率的な行政事務の実現及び行政書士制度の適正性の確保の観点から、日本行政書士会連合会への登録制度及び行政書士会への強制加入制度は維持する必要があり、行政書士の登録事務は、これまでの制度改正により、行政事務の簡素合理化及び行政書士会の自主性の強化の見地から、行政書士会が行うこととされ、さらに、行政書士試験合格の資格が全国通用することとなったことに伴い、行政書士となる資格の認定の全国的統一を図る等のため、行政書士会を経由して日本行政書士会連合会が登録事務を行うこととなったものです。 また、行政書士名簿に登録された時に、当然に行政書士会の会員となることとされているのは、行政書士会が会員の指導及び連絡を行う目的で法律上設立が強制されている法人であり(行政書士法第15条)、行政書士がこれに入会し、その指導、助言、情報の提供等を受けることは、行政書士の業務を適正に遂行する上で不可欠であるとの趣旨からです。 したがって、簡素で効率的な行政事務の実現及び行政書士制度の適正性の確保の観点から、日本行政書士会連合会への登録制度及び行政書士会への強制加入制度は維持する必要があり、行政書士の登録事務は、これまでの制度改正により、行政事務の簡素合理化及び行政書士会の自主性の強化の見地から、行政書士会が行うこととされ、さらに、行政書士試験合格の資格が全国通用することとなったことに伴い、行政書士となる資格の認定の全国的統一を図る等のため、行政書士会を経由して日本行政書士会連合会が登録事務を行うこととなったものです。
26	10月5日	12月6日	12月25日	法務	行政書士証票と委任状の提出で行政証明の交付を受けられるようにする	<p>現状、納税証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書の代理交付については、委任状と代理人の身分証明書の提示が必要になっています。行政書士として、許認可手続きに必要な添付書類の交付手続きであり行政書士の職務として交付の代理を受けているにも関わらず、行政書士個人の個人情報や強制的に提示させることは、行政書士個人のプライバシーを侵害するものであると考えます。この制度を放置するならば、そもそも行政書士制度が不要であると考えます。弁護士にも認められていないということですが、根拠が不明です。職務であるにもかかわらず、取得者個人の個人情報の提示を求めることについて、明確な説明を求めます。</p>	個人	個人	日本行政書士会連合会は、行政書士の登録の申請を行った者について、行政書士名簿に登録した時は、当該申請者に行政書士証票を交付しなければならぬとされています。(行政書士法第6条の2第4項)	その他	行政書士法	行政書士証票は、行政書士であることを証明するものですが、行政書士が各種行政証明の交付申請を行うに当たっての本人確認の方法については、個々の行政証明ごとに、どの程度の確認が必要かを検討する必要があり、必ずしも行政書士であることをもって本人確認として十分であると一律に判断することはできないと考えます。
27	10月16日	12月6日	12月25日	法務	寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し	<p>【要望の具体的内容】 観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存プールのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。 加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。 【規制の現状と要望理由等】 <規制の現状> 寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。 わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。 なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。 <要望理由> 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。 <要望が実現した場合の効果> 観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁、法務省、外務省	【法務省】 (寄港地上陸許可の運用について) 寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。 【外務省】 <トランジットビザの発給方法について> 通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。	対応不可	【法務省】 出入国管理及び難民認定法第14条 【外務省】 外務省設置法	【法務省】 (寄港地上陸許可の運用について) 寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。 【外務省】 <トランジットビザの発給方法について> 現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
28	10月16日	12月6日	12月25日	法務	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、入国審査体制の強化を図りつつ、大型クルーズ船については、入国審査官が事前に海外から乗船し、上陸する外国人乗客に対し航行中の船内で入国審査手続を完了する海外臨船審査を実施すべきである。</p> <p>加えて、外国人乗客の利便性を向上し、入国審査官の負担を軽減するため、他国のクルーズ船への対応事例も参考に、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取を省略する、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認める等の新たな制度を検討・導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>政府は2012年6月から乗客数2,000名超の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中に船内でパスポートをチェックするとともに、外国人乗客に対して従来行っていた顔写真の撮影は省略する等の手続の簡素化を行っているが、入港後に指紋の採取と個人識別情報との照合を行う時間が取られるため、外国人乗客の国内への滞在時間が短くなっていた。</p> <p><要望理由></p> <p>海外臨船審査の実施により、上陸を希望する外国人乗客に対する入国審査手続が航行中の船内で完了することになれば、クルーズ客は国内での滞在時間を長くすることができる。また、他国が行っているような対面式入国審査・写真撮影・指紋採取等の省略、クルーズカードによる上陸が可能になれば、乗客と入国審査官の負担が軽減され、乗客にとつての利便性が高まる。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>外国人乗客の負担軽減・利便性の向上は外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人観光客数の伸びに繋がる。また外国人乗客のわが国での滞在時間の増加は、上陸中に観光や買い物にける時間の増加につながり、国内消費の増大による経済の活性化に大きく貢献する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	大型クルーズ船の乗客を対象として、寄港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応のため入国審査官を増員する等、入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。	対応不可	出入国管理及び難民認定法第14条	大型クルーズ船に対する入国審査の迅速化・円滑化については、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、海外臨船審査の実施も含め、別途、新たな方策を検討しています。また、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取の省略、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認めることについては、テロ対策や水際対策等の観点から適当ではないと考えます。
29	10月16日	12月6日	12月25日	法務	発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本の第三者請求手続の明確化	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>現在、戸籍謄本等(住民票記載事項証明書や戸籍の附票も含む)の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、現在、明確化されていない。</p> <p>発電所等の建設用地取得に向けて、事業者は、土地の相続関係を調査すべく、地権者の戸籍謄本等が必要となる。しかし、戸籍謄本等の第三者請求の要件が上記の通り明確化されていないため、自治体によっては、その第三者請求が認められない。これにより、事業者は、地権者から依頼を受けた司法書士による請求に頼らざるを得ず、土地の相続関係の調査に多くの時間と費用を要している。</p> <p>しかし、発電所等の建設は、土地収用法において、公共の利益となる事業として指定されており、国等の認定を受ければ、地権者の意思にかかわらず土地の取用や使用が認められる。また、土地取用の前の測量・調査等の段階でも、都道府県知事の許可があれば、地権者の意思にかかわらず、土地に立ち入ることができる。以上のように発電所等を建設する事業者は、地権者の財産権に対して、強い権限をもつことができる一方で、一定の制約を課したうえで戸籍謄本等の第三者請求が認められないというのは合理性に欠ける。</p> <p>そこで、法務省は、土地収用法で公共の利益となる事業として指定される発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	戸籍法第10条の2第1項では、戸籍に記載されている本人等以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができますとされています。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければなりませんとされています。	現行制度下で対応可能	戸籍法第10条の2 土地収用法	土地収用法で公共の利益となる事業として指定された発電所等の建設用地取得のために戸籍謄本等を必要とする場合は、一般的には、戸籍法第10条の2第1項第3号の「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」に該当するものと考えますが、具体的な事案に応じて検討する必要がありますので、具体的な事例を基に照会があれば、積極的に対応してまいりたいと考えています。
30	10月16日	12月6日	12月25日	法務	債権管理回収会社の取扱い債権の拡大	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>SPC法上の特定社債、会社法上の社債や、いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権をサービサーが取扱うことができる金銭債権としていただきたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>サービサーが取扱うことができる金銭債権については、1998年の債権管理回収業に関する特別措置法の制定時には、不良債権処理の迅速化のため金融機関等有する貸付債権を幅広く対象とするとともに、当時、流動化の対象となっている債権を対象とすることとされた。</p> <p>その後、不良債権処理および資産流動化の一層の促進の観点から取扱い債権の範囲拡大のための法律改正が行われ、現行法は、債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第10号ないし14号において流動化対象の金銭債権を特定金銭債権としている。</p> <p>しかし、SPC法上の特定社債、会社法上の社債やいわゆる信託ABL(オリジネーターが受託者に対し証券化対象資産を信託譲渡し、これに対し受託者がオリジネーターに対し信託受益権を発行し、受託者が信託財産である証券化対象資産を引当てとして投資家から借り入れを行い、かかる借入金をもってオリジネーターが取得した信託受益権の一部を償還することにより当該信託受益権の償還金をもってオリジネーターの資金調達を図るといったスキーム)における流動化対象の金銭債権は対象とされていない。</p> <p>債権の機動的かつ確実な回収を図ることにより、わが国における金融機能全体の強化を図るため、特定金銭債権としてサービサーが回収することを可能とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	検討を予定	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	SPC法上の特定社債、会社法上の社債を特定金銭債権に含める旨のサービサー法一部改正法案(議員立法)が第166回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。信託ABLにおける対象資産である金銭債権を特定金銭債権に含めることについては、今後、関係機関等の意見も聴きながら検討して参りたいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
31	10月16日	12月6日	12月25日	法務	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	<p>【要望の具体的内容】 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。</p> <p>2013年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」では、『在留歴に係る永住許可要件の緩和』については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るといった意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提(入管法改正が必要)とされている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省、厚生労働省、経済産業省	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置のうち、永住許可に必要な在留歴については、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合、永住許可の対象とすることとしています。	検討に着手	出入国管理及び難民認定法第20条、第22条	高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、次期通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案の提出を予定しています。
32	10月16日	12月6日	12月25日	法務	「総合職」に適した在留資格の創設	<p>【要望の具体的内容】 「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 留学生がわが国で就労するためには在留資格を変更しなければならない。この場合、多くは「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることが求められている。</p> <p>2010年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画(以下、基本計画)」では、(大学等で身に付けた専門知識や日本語能力をいかして)わが国での就職を希望する留学生についても、「わが国の経済活動を担う人材としての意義も有するものであり、その在留資格の変更手続きの一層の円滑化を図っていくなど、留学生等の適正・円滑な受け入れを推進していく」との方針が示されている。このため、在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業は採用対象となる留学生の範囲を限定したり、その後の人事異動に躊躇してしまう場合が存在するのが実態である。</p> <p>基本計画では「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国際業務』、『技術』等の見直し等在留資格上の措置を検討する」とされており、この在留資格上の措置として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設することにより、わが国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省、厚生労働省、経済産業省	現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。	検討を予定	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。
33	10月16日	12月6日	12月25日	法務	「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化	<p>【要望の具体的内容】 在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の認定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申請受理日から2週間以内に処理すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関、いわゆるカテゴリー1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。この趣旨を踏まえ、カテゴリー1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族滞在」の認定を申請する場合は、通例約2週間処理されている。</p> <p>他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し(子が通う学校等の事情により)、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものと同様であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている。同居家族が円滑に来日できるようにすれば、有能な外国人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間については、1か月～3か月としています。	対応不可	出入国管理及び難民認定法第7条の2、別表第一、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三、別記第六号の三様式、行政手続法第3条第1項第10号、第6条	「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労活動の在留資格については、平成21年に申請書の様式を改正し、カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する外国人からの申請については、特に当該外国人が所属する機関が作成し提出する資料を大幅に簡素化する等の措置を講じて、迅速処理を行っているところ。これに対し、「家族滞在」の在留資格については、扶養者との関係及び扶養能力が審査の中心であるため、家族単独で申請がなされた場合について、上記の就労活動に係る在留資格と同様の措置を講じることは困難ですが、カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する扶養者と同時に申請がなされた場合には、家族単位で審査を行い迅速処理を行っています。
34	10月16日	12月6日	1月17日	法務	発電所等の建設用地取得に向けた住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の第三者請求手続の明確化	<p>【要望の具体的内容】 発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現在、戸籍謄本等(住民票記載事項証明書や戸籍の附票も含む)の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、現在、明確化されていない。発電所等の建設用地取得に向けて、事業者は、土地の相続関係を調査すべく、地権者の戸籍謄本等が必要となる。しかし、戸籍謄本等の第三者請求の要件が上記の通り明確化されていないため、自治体によっては、その第三者請求が認められない。これにより、事業者は、地権者から依頼を受けた司法書士による請求に頼らざるを得ず、土地の相続関係の調査に多くの時間と費用を要している。</p> <p>しかし、発電所等の建設は、土地収用法において、公共の利益となる事業として指定されており、国等の認定を受ければ、地権者の意思にかかわらず土地の収用や使用が認められる。また、土地収用の前の測量・調査等の段階でも、都道府県知事の許可があれば、地権者の意思にかかわらず、強に権限をもつことができる一方で、一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求が認められないというのは合理性に欠ける。</p> <p>そこで、法務省は、土地収用法で公共の利益となる事業として指定される発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	市町村長は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)、利用目的等を明らかにすることとされています。	現行制度下で対応可能	住民基本台帳法第12条の3	土地収用法で公共の利益となる事業として指定された発電所等の建設用地取得のために住民票の写し等を必要とする者は、一般的には、住民基本台帳法第12条の3第1項第3号の「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」に該当する場合もあるものと考えますが、具体的な事案に応じて検討する必要がありますので、具体的な事例を基に照会があれば検討して参りたいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
35	10月16日	12月6日	1月17日	法務	外国人技能者に対する実務研修のあり方の見直し	<p>【要望の具体的内容】 海外の生産拠点等より受け入れた現地法人社員(技能者)のより効果的・効率的な技能の修得と社員の定着を促進すべく、現行の実務研修に係る制度を見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 わが国企業が実務研修を目的に現地法人(工場)の社員を在留資格「技能実習」で国内工場に受け入れる場合、現地法人社員は雇用契約に基づいて技能等修得活動や修得した技能等を要する業務に従事する活動を行うこととされている。そのため、現地法人社員受入にあたり雇用と離職に係る各種社会保険関係をはじめ社内外の手続きに膨大な手間と費用が生じており、受入側の負担が大きい。また、最低賃金法が適用されるため、現地法人所在国(送出国)の賃金水準によっては、わが国で本人に支払われる賃金の間に大幅な乖離が生じ、研修終了後は実質的な賃下げとなることから、現地法人社員のモチベーションの低下やよりよい待遇の業種への転職を誘発し、継続雇用が困難となるケースも少なくない。</p> <p>一方、2009年の入管法の改正により、在留資格「研修」のうち実務研修を含む研修は、公的研修として認められるものに限定されたため、民間企業は活用できず、「企業内転勤」では、わが国で行うことのできる活動内容は、「技術」「人文知識・国際業務」に相当する活動とされている。</p> <p>また、講習の期間・内容(技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充ててことを義務付け)や技能実習期間(1号・2号期間を合わせて最長3年)についても、研修を効率的かつ柔軟に実施することともに、より高度な技能を修得するには制限が多い。</p> <p>現地法人社員を対象としたわが国での研修は、現地法人の技術水準の一層の向上を図る取り組みの一環であり、わが国で開発された技能・技術・知識の開発途上国等への移転等といった研修・技能実習制度本来の目的に合致するものである。わが国企業の海外生産拠点の新設・拡充が増加傾向にある中、現地社員を受け入れ、わが国の生産拠点での実務研修により海外の生産拠点に必要な技能を修得させる重要性はますます高まっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省、厚生労働省	対応不可	<p>【法務省】 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号 【厚生労働省】 ○出入国管理及び難民認定法第2条の二第二項第七号の基準を定める省令別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動」第五号</p> <p>【法務省】 平成22年7月に新しい技能実習制度が施行され、技能実習生の法的保護や監理団体による指導・監督体制の強化等が図られたものの、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為が依然として発生していること等から、まずはこのような現状を改善することが必要であると考えられています。</p> <p>なお、法務省としては、各界からの御意見を踏まえつつ法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の下に設けられた分科会において、平成25年11月より、制度の見直しについて検討を行っています。</p> <p>【厚生労働省】 実務研修については、在留資格「技能実習」により可能とされているところであり、平成22年7月の改正入管法の施行により1年目から労働関係法令が適用されています。</p> <p>当該改正入管法の趣旨は、技能実習制度における従来の1年目の「研修」が実質的な低賃金労働者として扱う等の問題が生じたため、1年目から労働関係法令を適用することとしたものです。</p> <p>ご提案については、従来の「技能実習制度」の1年目の「研修」において発生していた問題が再び生じることになるため、当該要望の受け入れは困難です。</p>		
36	10月17日	12月24日	1月17日	法務	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を各地方の主要都市に拡大する。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。</p> <p>【提案理由】 現在は、東京法務局(中野)に取扱いが限定され、地方金融機関ではタイムリーな対応が困難である。オンラインや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に outgoing 担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成することが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、對抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。特に、東日本大震災で被災した企業に、動産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、タイムリーな対応のためにも、被災地の法務局については優先した対応をお願いする。</p> <p>所管官庁より、「相当額の経費を要することとなるため、現状においては困難」、「オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討」との回答があったが、地元の登記所に出向き相談しながら手続きを進めたいとのニーズは根強い。中長期的な課題として引き続き検討していきたい。なお、オンライン申請については、不動産登記と同様に添付書類の別送を認めるなど、より使いやすい制度となるよう改善をお願いしたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	検討を予定	<p>動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律 平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件)</p> <p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することは困難となっています。</p> <p>なお、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、申請人の利便性を考慮し、登記申請の際に、申請人が登記所窓口に出向くことなく手続を行うことができるよう、送付又はオンラインによる申請も可能としているところ。オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討してまいります。</p>		
	10月22日	12月24日	1月17日		動産担保融資促進の観点から、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化する。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先する。	<p>【提案理由】 現在は、登記等の取扱いが東京法務局に限定されており、地域金融機関は迅速な対応が出来ない。実務的には法務局で担当者から指導(不備の指摘等)を受けながら申請書を作成することが一般的であり、法務局へ出向いて手続きを行うニーズが高い。従って、取り扱う法務局の拡大を図っていただきたい。日本再興戦略において、ABL等の融資手法の充実と利用促進を図ることとされていることから、取り扱う登記所の拡大を実現していただきたい。</p> <p>特に、東日本大震災からの復興を目指す企業にとって、動産・債権譲渡登記制度を活用しやすくするためにも、被災地の法務局において手続きが行えるよう、優先した対応をお願いしたい。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会					
37	10月17日	12月24日	1月17日	法務	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日時)を維持したままの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正(受け付けられた状態での補正)の手続きを整備する。</p> <p>【提案理由】 変更・更正登記については、現状は認められておらず再申請する必要があり、その間に他の登記や占有改定に劣後してしまう恐れがある。商品名や保管場所の変更・追加、債権者の法人名変更など、担保対象物の範囲に関わらない登記事項(登記の同一性が維持される範囲に限る)については、変更・更正理由を登記上明記することのルール化や異議申立て制度を整備し、変更・更正登記を可能とすべきである。</p> <p>即日補正についても現状は認められておらず、登記申請段階で不備が発見された場合、申請が却下され、改めて書類を作成し、再申請する必要があり、その間に他の登記等に劣後してしまう可能性があるため、不動産登記と同様に可能とすべきである。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	検討を予定	<p>動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律</p> <p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記における変更登記及び更正登記については、一旦登記により對抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、既に生じている對抗要件の先後関係や對抗要件の及ぶ動産又は債権の範囲等に影響を与えることになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記及び更正登記は認められていません。また、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、他の對抗要件制度と競合するものであることから、直ちに登記することを原則としているため、登記申請後の補正については認められていません。</p> <p>しかしながら、現在、法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され、民法(債権関係)の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の對抗要件制度の見直しの一つとして、登記制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから、本要望に係る見直しの要否については、法制審議会民法(債権関係)部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたします。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
38	10月18日	12月24日	1月17日	法務	ABLの普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備	<p>○動産・債権譲渡登記制度について、次の見直しを行っていただきたい。①個人を譲渡人とする動産・債権についても登記可能とする。②現状、売却債権等15種に限定されている「債権の特定方法」を柔軟化する。③登記後に動産の保管場所が変更された場合などに備え、変更・更正登記を可能とする。④被担保債権の譲渡に伴う随伴的な移転や代位弁済により、動産・債権の譲受人たる地位が移転した場合、当初の登記に対する付記登記を認めるなど公示手段を設ける。⑤同日付で登記申請をした複数の譲受人の間で順位登記をすることを可能とする。⑥譲渡登記費用の引下げ。(譲渡通知による対抗要件具備のコスト(郵便費用1,250円→)並みの水準に。⑦譲渡登記による第三者対抗要件の具備を、占有改定よりも優先させる。⑧動産・債権譲渡登記の取扱所(現状、国内1箇所)の増設。⑨休日における譲渡登記申請受理など、登記手続に要する時間を短縮化。</p> <p>○売却債権等に係る債権譲渡禁止特約について、金融機関又はその子会社等への担保提供を目的とする債権譲渡を行う場合は、譲渡禁止特約の効力を認めないようしていただきたい。(ただし、債権譲渡禁止特約全般を制限するのではなく、預金債権については現行の規律を維持すべき。)</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等においてABLを取り扱う際、譲渡担保に係る第三者対抗要件の具備をはかる必要があるが、現状の動産・債権譲渡登記制度については上記の通り使い勝手が難しく、ABL普及の妨げの一因となっているとの指摘もある。 また、中小企業等が売却債権を担保として融資を受けようとする際、当該売却債権に譲渡禁止特約が付されている場合、担保の適格性の問題が生じるため、希望どおりの金額の融資が受けられない、融資利率が高くなる、又は資金調達そのものを断念せざるを得ない事例もある。 こうしたなか、法制審議会 民法(債権関係)部会における債権法改正中間試案(以下「中間試案」)では、動産・債権譲渡登記制度について、登記することができる債権譲渡の対象の拡張や債権の特定方法の見直し等を行い、債権譲渡の第三者対抗要件具備方法を登記に一元化することが提案されている。 さらに中間試案では、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の支障となっている状況改善する観点から、譲渡禁止特約がある場合であっても、原則として譲渡の効力は妨げられない見直しについて提案されている。(ただし、預金債権の譲渡については、マネーロンダリング等の弊害も想定されることから、銀行界からは、これを適用対象外とすべきとの意見がある。) 動産・債権譲渡登記制度や譲渡禁止特約の問題については、ABLにおける実務上の課題であり、本件要望を実現することは、ABLの普及に寄与し、中小企業等における資金調達環境の改善に資するものと考えられる。 	都銀懇話会	法務省	<p>○動産・債権譲渡登記制度</p> <p>①動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、企業の資金調達の円滑化を図るとの制目的を達するためです。また、動産の譲渡に関しては、仮に個人が行う動産の譲渡まで適用対象とした場合に、個人事業者が、その資金調達に当たって、事業用資産以外の生活に必要な動産まで譲渡担保に供するよう債権者から強要される事態が生じることが懸念されたことも理由の一つです。</p> <p>②債権の種類については、入力項目において「その他の債権」を選択して特定することにより、どのような債権でも申請することが可能となっております。</p> <p>③変更・更正登記については、一旦登記により対抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、当初譲渡の対象とならなかった動産及び債権を譲渡対象であったとして対抗要件を事後的に付与させたり、当初譲渡の対象となっていた動産及び債権を譲渡対象でなかったとして事後的に対抗要件を外せたりすることができるようになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度において、変更登記及び更正登記は認められていません。</p> <p>④付記登記は認められておりません。</p> <p>⑤順位に関する登記は認められておりません。</p> <p>⑥譲渡登記に関する登録免許税は以下のとおりとなっております。</p> <p>なお、以下の登録免許税の額は、租税特別措置法第64条の4の規定により軽減された額となっております。</p> <p>動産譲渡登記1件につき、7,500円(債権個数が5,000個以下の場合)</p> <p>債権譲渡登記1件につき、7,500円(債権個数が5,000個を超える場合)</p> <p>⑦動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することははされていません。</p> <p>⑧動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京法務局民事行政部動産登録課及び債権登録課において事務を取り扱っています。</p> <p>⑨行政機関の休日においては、登記事務を取り扱っておりません。</p> <p>○譲渡禁止特約付債権の譲渡は、譲受人が悪意又は重過失である場合には、無効になると解されています。</p>	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律</p>		
39	10月18日	12月24日	1月17日	法務	サービサーが取り扱可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	<p>サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。 本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化に繋がる。 	都銀懇話会	法務省	<p>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条</p>	<p>手形買戻請求権を特定金銭債権に含める旨のサービサー法一部改正法案(議員立法)が第116回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、各種手数料債権等の取扱いを含めた今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。</p>	
40	10月18日	12月24日	1月17日	法務	ファクタリング業務に係る規制緩和	<p>債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。 	都銀懇話会	法務省	<p>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条</p>	<p>保証ファクタリング業務の保証履行債権を特定金銭債権に含める旨のサービサー法一部改正法案(議員立法)が第166回国会に提出され、継続審議とされていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となったことから、先の法案が提出された経緯を踏まえ、今後の対応について、関係機関等と調整を行って参りたいと考えています。</p>	
41	10月18日	12月24日	1月17日	法務	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】</p> <p>本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信任を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。拠って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものとする。</p>	都銀懇話会	法務省	<p>債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第13条第1項</p>	<p>サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービサー法第1条)として特定金銭債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づく債権回収業の許可を受けた者を商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当なことから、債権回収の文字の使用を要しないことについては、極めて慎重な検討が必要とされます。</p>	
42	10月22日	12月24日	1月17日	法務	動産譲渡登記の公示性の強化	<p>動産譲渡登記が、占有改定による譲渡担保に優先するよう制度改正する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>担保権設定時に占有改定による譲渡担保の有無を完全に確認することが困難であることから、地域金融機関の動産担保融資取組みを推進する観点から、動産譲渡登記を優先するよう手当てしていただきたい。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	法務省	<p>動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することとはされていません。</p>	<p>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律</p>	<p>動産譲渡登記への優先効の付与は、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されましたが、対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させる、制度の濫用が顕発しかねないなどの問題点があることから、導入は相当でないと考えられます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
43	10月25日	12月24日	1月17日	法務	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に、「認証証明書」発行の権限を与えて頂きたい。	<p>認証機関に変更が生じ、変更後の内容について確認・証明が必要な場合について</p> <p>提案理由 各種登録許可認可においては、その許可等を持つ証明として、「許可証」「通知書」が発行される。また、変更が生じた場合には、許可証については再発行(書き換え)、通知書においては「証明書」の発行がなされるケースが多々見受けられる。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律においては、「認証通知書」が発行されるが、法に寄る規定がないため、変更が生じた場合においても「証明書」は発行されない。認証を受けた法人においては、代表者並びに住所の変更は当然に起こりうる。当該法人が認証を得ていると公的に周知させるために、通知書と変更履歴が分かる登記簿謄本等を併用することが考えられるが、また、解決サポート(HP)に変更後の内容が掲載されるとしても、全ての者がHPの閲覧環境になく、また、日本語記載しにくい。認証機関利用者が、認証機関につき公的な証明を求めることは希ではない。</p>	個人	法務省	<p>法務大臣は、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成16年法律第151号。以下「ADR法」といいます。)第5条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示(ADR法第11条第1項)するとともに、「認証通知書」を当該事業者に交付しており、ADR法第12条の変更の認証についてもこれと同様です(ADR法第12条第4項、第11条第1項)。</p> <p>また、認証紛争解決事業者の氏名若しくは名称又は住所等の変更があったときは、事業者に届出が義務付けられており、一定の事項の届出については、その旨を官報で公示しています(ADR法第13条第1項、第2項)。</p> <p>さらに、法務省では、広く情報提供を行うため、ADR法第31条に基づき、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所等をインターネットで公表しており、変更があった場合は随時反映しています。</p> <p>なお、認証紛争解決事業者は、利用者に適正な情報を提供するため、事務所において見やすいように認証紛争解決事業者である旨等を掲示しなければならないとされ(ADR法第11条第2項)、また、認証紛争解決事業者でない者は、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある名称の使用や表示が禁じられており、その違反には罰則が定められています(ADR法第11条第3項、第32条第3項第2号)。</p>	対応不可	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年12月1日法律第151号)	<p>ADR法は、認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法の変更については原則として法務大臣の変更の認証を受けなければならないとともに、軽微な変更等については届出で足りるとしているところ、その趣旨は、認証を受けるための要件の具備が問題となる事項が変更される場合、これを利用する国民にとって重要な影響を及ぼす可能性があることから、改めて変更の認証を受けるべきものとするともに、そのような程度に至らない一定の事由については、その性質及び事務処理の効率化の必要性を勘案して、届出で足りるとしたものです。</p> <p>御提案の代表者や住所の変更については、いずれも届出事項とされており、住所変更については変更の内容を含めて官報で公示しているほか、いずれについてもインターネットの公表内容を随時変更しており、また、電話等でのお問い合わせがあれば法務省においてもお答えいたしますが、さらに、ADR法に「認証証明書」発行の権限を定めるか否かについては、その必要性の有無も含めて慎重な検討が必要です。</p>
44	10月29日	12月24日	1月17日	法務	太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権の設定	<p>屋根又は屋上を借りて太陽光発電設備を設置する場合、現行法では20年間の発電事業を担保することができない。</p> <p>民法第605条では、賃借権を登記した場合に賃借権の対抗力を認めているが、不動産登記令第20条第4項において、「申請が一個の不動産の一部についての登記を目的とする場合は登記申請を却下すべきもの」とされており、屋根又は屋上において法的に20年間の発電事業を担保することができない。そのため、不動産登記令第20条第4項を改正し、太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についても賃借権を設定できるようにする。</p>	民間企業	法務省	<p>建物の一部分に過ぎない屋根または屋上について、賃借借をすることはできませんが、対抗力を具備することはできません。</p>	対応不可	民法第605条、不動産登記令第20条第4項	<p>御提案内容にある不動産登記令の規定は、単なる登記の手続規定に過ぎず、そもそもそのような賃借権の登記の設定ができないことから、申請の却下事由として定めているものであるため、同令の改正により、不動産の一部にすぎない屋根又は屋上の賃借権に対抗力を具備することは困難と考えられます。</p>
45	10月29日	12月24日	1月17日	法務	土地建物売買時における屋根又は屋上での20年間の太陽光発電事業の担保	<p>屋根又は屋上で20年間の固定買取制度に基づき太陽光発電事業を行っている時に、土地及び建物の売買を行った場合、屋根又は屋上の賃貸契約が引き継がれない。また、建物所有者が倒産し管財人から撤去命令が出た場合、発電事業は対抗要件を持たない。</p> <p>その結果、20年間の長期にわたる事業継続が担保されない。</p> <p>借地借家法第31条第1項では建物には該当しないため、民法第605条の例外規定を定めた特別法の制定等で対応願いたい。</p>	民間企業	法務省	<p>建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃借借をすることはできませんが、対抗力を具備することはできません。</p>	対応不可	民法第605条、借地借家法第31条第1項	<p>不動産の一部にすぎない屋根又は屋上の賃借権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。</p>
46	10月30日	12月24日	1月17日	法務	再生可能エネルギー 土地利用期間賃借権	<p>○再生可能エネルギー事業向けの土地の賃借借契約を、20年を超えて締結できるように特例を設ける</p> <p>・再生可能エネルギー事業向けの土地を賃借借で調達する場合、民法604条の最長20年の上限を超えて賃借借の期間が設定できるように特例を設ける</p> <p>・ソーラーパネルは建物として登記上取り扱われておらず(不動産登記実務取扱手続準則の実務)、借地借家法の適用を受けない。このため、民法604条の規定により賃借借の最少期間が20年となる。</p> <p>・日方、再生可能エネルギー電気の調達期間は20年である(平成24年度)。発電所としての稼働期間が20年とすれば、設置期間や撤去期間を含めると賃借借の期間は20年を超えることになる。</p> <p>・地上権では20年の上限はないが、土地所有者が地上権の設定に応じることが賃借借に比べて難しい。</p> <p>・ソーラーパネルを建物として取り扱うように不動産登記実務取扱手続準則の改訂を要望します。</p> <p>・困るいは、再生可能エネルギー事業のソーラーパネルについて、民法604条の上限を超えて、設置期間と撤去期間も含めて賃借借の最長期間とする特例の設置を要望します。</p>	民間企業	法務省	<p>賃借借の存続期間は最大で20年間とされています。ソーラーパネルを建物として取り扱うことはできません。</p>	検討に着手	民法第604条、不動産登記実務取扱手続準則第77条	<p>ソーラーパネルに限りませんが、法制審議会(民法(債権関係)改正部会)において、20年間の賃借借の存続期間を撤廃することが検討されています。</p> <p>なお、御提案内容にある不動産登記実務取扱手続準則の改正については、ソーラーパネルは一般的に建物に該当しないため、困難と考えられます。</p>
47	10月30日	12月24日	1月17日	法務	再生可能エネルギー 借地権登記	<p>○再生可能エネルギー事業向けの土地の賃借借契約に基づき、事業用地に借地権を設定できるように特例を設ける</p> <p>・再生可能エネルギー事業向けの土地を賃借借で調達する場合、事業用地に借地権を設定できるように特例を設ける</p> <p>・ソーラーパネルは建物として登記上取り扱われておらず(不動産登記実務取扱手続準則の実務)、借地借家法第10条の適用を受けない。このため、賃借借単独では借地権の登記ができない。</p> <p>・仮りにソーラーパネルが建物として取り扱われ登記できるとしても、事業地内だけパネルが設置されない筆には建物の登記による対抗力の範囲から外れる</p> <p>・土地所有者が土地への賃借借の登記に応じない場合には、太陽光発電の運営者として借地人は不安定な地位におかれ、金融機関からの融資や出資に支障をきたす可能性がある</p> <p>・ソーラーパネルを建物として取り扱うように不動産登記実務取扱手続準則の改訂し、ソーラーパネルの登記によってその敷地の賃借借の対抗力を付与する、特例の設定を要望します。</p> <p>・ソーラーパネルが建物として取り扱われ登記できるとしても、パネルが設置されない同一事業地の同一賃借借の筆にも、建物の登記による対抗力の範囲に含める特例を要望します。</p>	民間企業	法務省	<p>建物の所有を目的とする借地権は、その登記がなくとも、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができることとされています。ソーラーパネルを建物として取り扱うことはできません。</p>	対応不可	借地借家法第10条、不動産登記実務取扱手続準則第77条	<p>借地借家法は、建物を建てるための土地の利用の安定を図ることを目的としている法律であることから、一般的に建物に該当しないソーラーパネルを設置するための借地権について、建物所有目的の借地権と同等の保護を与えるべきかどうかについては慎重な検討が必要であると考えられます。また、借地借家法は、建物所有目的の借地関係全般に適用される一般的な法律であることから、「再生可能エネルギー事業向けの土地の賃借借契約」といった特定の事業について特例を設けることは困難です。</p> <p>なお、御提案内容にある不動産登記実務取扱手続準則の改正については、ソーラーパネルは上記のとおり一般的に建物に該当しないため、困難と考えられます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)	
48	10月30日	12月24日	1月17日	法務	再生可能エネルギー/プロジェクトファイナンス一契約への担保権設定	○太陽光発電設備への集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることを、登記実務を明記する ・太陽光発電設備への集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることを、登記実務を明記する ・東京法務局への照会では、太陽光発電設備に対して、集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることが、すべての法務局(支所を含む)でこれが可能かは不明である。 ・大規模なソーラーパネルを建設できるのは地方部であることを考えて、日本全国の法務局が認識できるようにするために、太陽光発電設備に対して、集合動産譲渡担保と工場財団抵当の設定が可能であることを登記実務に明記することを要望します。	民間企業	法務省	動産譲渡登記制度は、法人がする動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を備えることを可能とする制度であり、太陽光発電設備を譲渡の対象となる動産として登記をすることは可能となっています。 工場財団とは、工場の組成物件をもって財団を組成し、当該財団を一つの不動産とみなして抵当権の目的とするものであるところ、工場抵当法等の法令の定めるところにより営業のために電気を供給する目的の太陽光発電設備は、敷地に対する権利と一括して抵当権の登記をすることができます。	その他		動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 工場抵当法 工場抵当登記規則	動産譲渡担保については、動産譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京法務局民事行政部動産登録課において事務を取り扱っています。法務省ホームページにおいて、太陽光発電設備による動産譲渡登記の記録例を掲載しているところであり、更なる周知を図ってまいります。 御指摘の「登記実務に明記する」との趣旨が必ずしも明らかではありませんが、制度の現状で回答したとおり、工場抵当法等の法令の定めるところにより、太陽光発電設備を工場財団として抵当権の登記ができることは明らかであると考えられることから、各別に制度の周知を行う必要はありません。
49	10月31日	12月24日	1月17日	法務	会社法における自己株式処分手続の緩和	【具体的内容】 「提案理由」において詳述するASR(Accelerated Share Repurchase)のような自己株式取得プロセスの下での自己株式処分については、募集株式の募集を行うなどの会社法の手続を不要とさせていただきたい。 【提案理由】 株式会社が保有する株式については、募集株式の募集を行うなど会社法の手続に基づいて処分しなければならないとされている(会社法199条1項)。 株式会社が自己株式を対象とする現物決済のデリバティブを行い、決済時点で自己株式を交付することとなる場合、当該自己株式の交付は自己株式の処分として、新株発行と同様の手続が必要になることから、このような取引が行われていない。 一方、米国においては、企業が自己株式取得を行う場合に、市場における自己株式の取得と並んで、ASR(Accelerated Share Repurchase)というスキームが多くの企業に採用されている。ASRは、以下の3つの取引から構成されている。 ①自己株式取得取引 企業が自己株式を取得するに当り、証券会社が自己株式取得を行う企業の株式を資本市場から入手して、当該企業に売却。 ②ショート・カバー 証券会社は、当該企業株式のショート・ポジションを解消することを目的として、市場から当該株式を買付けた後に、借り入れた株式を返却。 ③調整取引 証券会社による当該企業株式の平均買付価格が、企業による自己株式取得価格を上回るときは、企業がその差額を金銭または自己株式で証券会社に交付し、平均買付価格が、企業による自己株式取得価格を下回るときは、企業がその差額を金銭または自社の株式で証券会社から受け取り、米国企業は、ASRを活用することによって、大量の自己株式を上記の自己株式取得取引が行われる1日で実施することが可能になり、自己株式取得のアナウンスメント効果を高め、株主への利益還元を迅速に行うことが可能となっている。これに対して、日本企業は、上記の調整取引を行うためには、企業が自己株式を証券会社に交付する場合には、新株発行と同様の手続が必要となり、企業が自社の株式を証券会社から受け取る場合には、特定の株主からの相対取引による自己株式の有償取得に該当し、株主総会の特別決議が必要となるため、このような調整取引を要するASRを実施することができず、採り得る資本政策が制約を受けるという観点からは、米国企業に対して競争条件でハンデを負っている。したがって、日本における競争条件を可及的に同じにするべく、特定の株主からの自己株式の取得手続の緩和(一昨年の規制緩和要望において要望済み。)は難しいとしても、せめてASRのような自己株式取得プロセスの下での自己株式処分については、募集株式の募集を行うなどの会社法の手続を不要とすべきである。	日本証券業協会	法務省	株式会社が保有する自己株式については、株式の発行と同様の手続を経て処分することが必要とされています。	対応不可	会社法第199条第1項	一定の自己株式の処分につき会社法所定の手続を不要とすることの是非については、自己株式の処分につき会社法所定の手続が必要とされている趣旨に照らして、慎重に検討する必要があります。	
50	10月31日	12月24日	1月17日	法務	太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備	太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度を整備いただきたい。 【提案理由】 太陽光発電事業は、土地を賃借して設置するケースに加えて、事業者が他の事業者等の屋根・屋上を賃借して設備を設置しようとすることも想定されるものの、現状では建物の一部である屋根の賃借権については登記ができないこととなっているため、発電事業者にとっては屋根を借りる権利が担保されない。 屋根の所有者と発電事業者との賃貸借契約が成立しても、当事者間での有効性が持たないため、建物の所有権が第三者へ移転した場合に対抗できないおそれがある。 このため、太陽光パネルの設置は、官公庁の建物を利用する場合等に制限されているのが現状である。 【現行規制の概要】 不動産の一部についての登記はできない。	一般社団法人第二地方銀行協会	法務省	建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃貸借をすることはできませんが、対抗力を具備することはできません。	対応不可	民法第605条、不動産登記令第20条第4項	御提案の内容については、不動産の一部分にすぎない屋根又は屋上の賃借権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。	
51	10月31日	12月24日	1月17日	法務	借地借家法における正当事由制度の見直しについて	【内容】 ○建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、下記2点についても認めること。 ①改正耐震改修促進法で定められる「要緊急大規模建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。 ②東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例で定められる「沿道建築物」及び「特定沿道建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。 【提案理由】 ○大規模災害に備えた防災のために建物の建替えは喫緊の課題であるが、借地借家法が阻害要因となっている。	公益社団法人リース事業協会	法務省	賃貸人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならぬものとされています。	現行制度下で対応可能	借地借家法第26条、第28条	現行の借地借家法のもとでも、耐震性の不足等を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えています。 なお、耐震基準を満たしていないとの判断がされたことのみをもって直ちに正当事由が認められるとすることは、借地借家法上の正当事由制度は、賃貸人と賃借人との間における適切な利害調整を図るものであることから、慎重に検討する必要があると考えております。	
52	10月31日	12月24日	1月17日	法務	在外公館での査証申請手続きの改善に係る要望・提言	在中国、在フィリピン大使館・領事館において、ほぼ全件の査証申請につき現地の指定代理機関を通じて有償にて行わせしめている状況を解き、申請人本人による申請及び行政書士による代理申請を認めるべきである。 あわせて、現地指定代理機関の指定基準及び申請人が負担する手数料等を公開すべきである。 在中国、在フィリピン大使館・領事館において、一部の例外事案を除き、ほぼ全件の査証申請について、現地の指定代理機関を通じて、有償にて行わせしめ、申請人本人や行政書士による代理申請を認めていない。しかし、有償の指定代理機関を利用するか、申請者が自ら行か、行政書士による代理申請によるかの選択は申請者本人に委ねるべきである。 仮に、混雑緩和、治安上の問題の克服という理由から指定代理機関制度を是認するとしても、その理由をもって、行政書士による代理申請を否定する根拠とはならない。 また、現地指定代理機関の指定基準も明らかにされておらず、申請人本人から徴収する手数料も明示されていないのが現状である。 したがって、提案の具体的内容のとおり改善を求めるものである。	日本行政書士会連合会	外務省	在中国公館及び在フィリピン大使館における査証申請については、外交・公用案件及び緊急人道案件等の一部例外を除き、原則、代理申請機関を通じて申請していただいております。中国やフィリピンといった査証発給が多い大使館・総領事館において、領事窓口の混雑緩和及び処理期間の短縮、保安上の観点から、登録された代理申請機関からの申請を受け付けております。	対応不可	外務省設置法	在中国公館や在フィリピン大使館といった査証発給が多い大使館・総領事館においては、領事窓口の混雑緩和及び処理期間の短縮、保安上の観点から、登録された代理申請機関からの申請を受け付けております。代理申請機関は複数社あり、申請者がどの機関を選定するかは自由となっております。また、代理申請機関が申請人から徴収する手数料については、当該機関のHP又は直接問い合わせいただくことにより知ることが可能となっております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
58	2月10日	3月18日	3月31日	法務	発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本の第三者請求手続の明確化	<p>【先の回答に対する再提案の内容】</p> <p>現在、戸籍謄本の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、明確化されていない。</p> <p>そこで、土地収用法第3条各号の事業のためによる請求は「正当な理由がある場合」に該当する場合があるので具体的な事例を基に照会があれば積極的に対応する旨、通知等で明確に示すべきである。また、可能であれば、あわせてその判断基準や照会後の対応プロセスも通知等で明確に示すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省	<p>戸籍法第10条の2第1項では、戸籍に記載されている本人等以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされています。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならないとされています。</p> <p>1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由</p> <p>2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由</p> <p>3 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由</p>	現行制度下で対応可能	戸籍法第10条の2 土地収用法	御提案に対して本省が回答した内容を事務連絡等の方法で市区町村の戸籍担当部署に周知する等の措置を検討し、提案に係る事案への適切な対応を確保するよう努めてまいります。